

第2期

平塚市教育振興基本計画

～ 奏プランⅡ ～

令和2～6年度
(2020～2024年度)



令和2年1月策定

平塚市教育委員会

第2期 平塚市教育振興基本計画～^{かなで}奏^{ツ-}プラン～の策定にあたり

近年、少子高齢化が進むとともに、急速な技術革新やグローバル化などにより、社会を取り巻く状況は劇的に変化しています。この変化を前向きに受け止め、夢や希望を抱きながら豊かに生き、地域と関わり、社会の発展をけん引する「人づくり」のために、教育が果たす役割は極めて重要となっています。

本市教育委員会では、平成22年3月に「市民の学びをいかした生涯学習社会の実現」を基本理念とした平塚市教育振興基本計画（通称：奏プラン）を策定し、3つの基本目標、11の基本方針のもと、重点項目を掲げながら、様々な事業を展開してまいりました。通称を「奏プラン」と称した由縁については、計画において展開していく様々な事業が、学校・家庭・地域・行政・関係団体などとの連携・協働によって豊かな生涯学習社会の実現に向かっていく姿を「協奏曲」に見立てたところにあります。

今回の「第2期平塚市教育振興基本計画」の策定にあたっては、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた課題への取組の観点も踏まえつつ、学習指導要領の改訂や国の第3期教育振興基本計画などとの整合を図りながら、今後の本市教育の充実に向けた考え方やめざすべき方向性をまとめました。また、奏プランの成果や課題を踏まえ、これまでの教育の方向性をしっかりと受け継ぎ、より充実させていくという思いを含め、通称を「奏プラン」として新たな第2楽章を奏でるべく、様々な事業を展開してまいります。

なお、本市の教育、学術及び文化の振興に関する根本的な方針である平塚市教育大綱が策定されたことから、その基本理念である「未来の礎を築く教育のまち平塚」を、本計画でも基本理念として位置付けました。

今後も、本市教育委員会といたしましては、未来を担う大切な存在である子どもはもとより、誰もがあらゆる機会や場所で学び、関わり合い、成長していくことができる「まち」の実現をめざして、教育施策の推進に努めてまいります。

結びに、計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和2年1月 平塚市教育委員会

教育長 吉野雅裕

目次

第1章 平塚市教育振興基本計画について

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の対象範囲	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の構成・計画期間	4
5	計画の推進体制	5

第2章 教育を取り巻く現状

1	人口動態	8
2	小・中学校の児童生徒数の推移	9
3	小・中学校の「特別支援学級」児童生徒数の推移	10
4	小・中学校の「外国につながる」児童生徒	11
5	学校教育施設	12
6	生涯学習、文化芸術、スポーツ	13
7	地域社会に関する動向	14
8	社会教育施設	16
9	国内外における政策や動向	17

第3章 計画の方向性

1	基本理念	22
2	基本方針	23
3	計画の体系図	24

第4章 基本方針と施策の展開

1	基本方針1 『確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実』	26
2	基本方針2 『子どもの育ちを支援する環境の充実』	32
3	基本方針3 『文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実』	38
4	『ひらつか教育の持続的な発展』に向けた連携の推進	45

資料編

1	計画策定体制	2	計画の検討経過	3	計画策定委員会等
---	--------	---	---------	---	----------

第1章

平塚市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

教育振興基本計画については教育基本法で規定されており、地方公共団体は国が定めた教育の振興に関する施策の計画を参考にしながら、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるように努めることとされております。

本市においては、平成 22 年 3 月に平塚市教育振興基本計画「奏プラン」を、国の「第 1 期教育振興基本計画」や県の「かながわ教育ビジョン」を参考に策定し、計画期間を 10 年として『市民の学びを生かした生涯学習社会の実現』に向けて着実な推進を図ってまいりました。



今回の計画の策定にあたっては、国の「第 3 期教育振興基本計画」や県の「かながわ教育ビジョン」の方向性などを踏まえながら、本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかNEXT(ネクスト)～」との連動や、この間の社会情勢の変化などを考慮しながら、市民の方々や関係機関等の御意見をいただきつつ検討を進めました。また、地方公共団体の長が定めるとされている「教育大綱」とも総合教育会議において十分に協議をしながら、同じ方向性をめざすため、基本理念や方針を共通化して「第 2 期平塚市教育振興基本計画～奏プラン II～」を策定するものです。

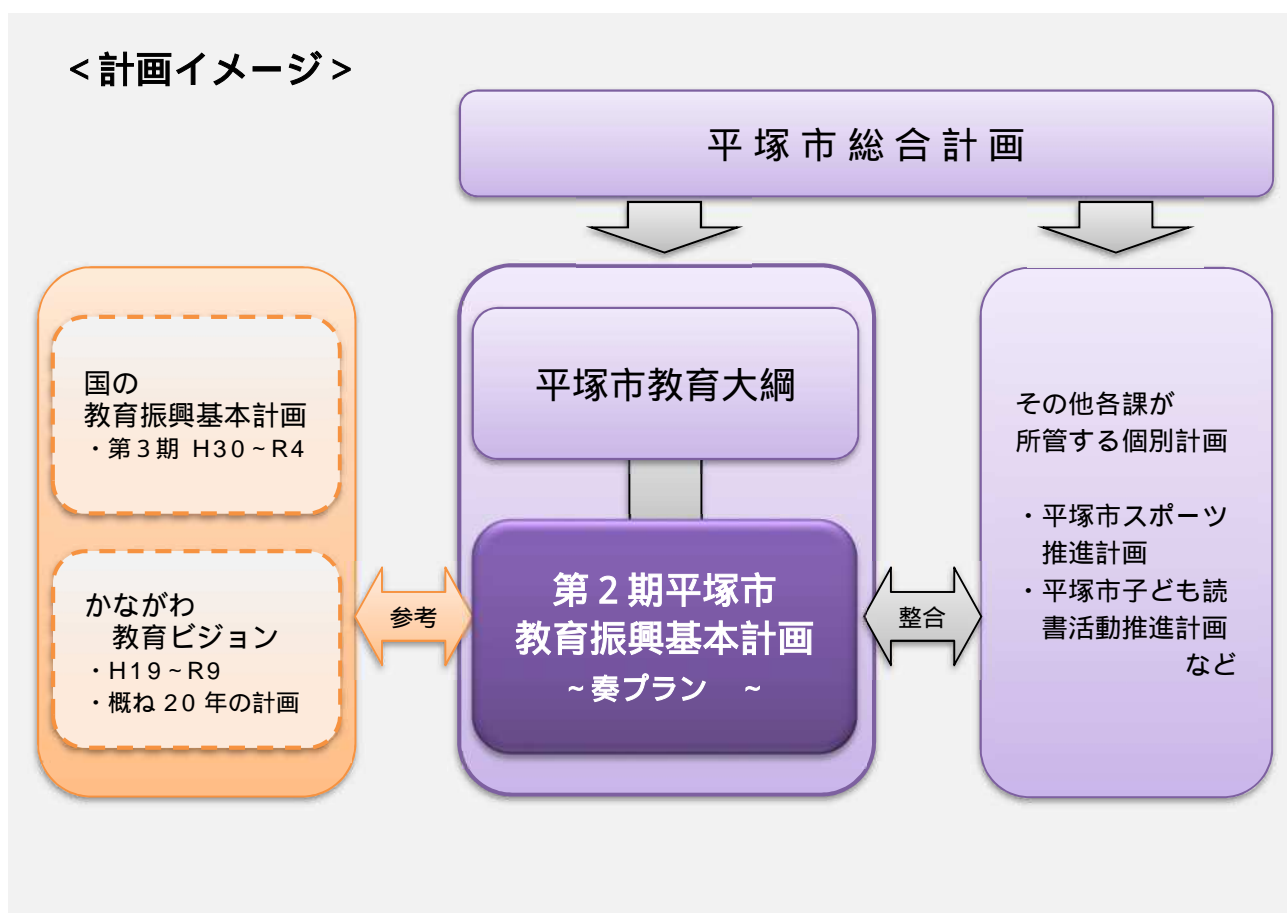
2 計画の対象範囲

本市教育委員会事務局が所掌する事務事業全般を対象とします。

3 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市教育の充実を図るために定める基本的な計画として位置付けます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項において定められる教育大綱とも連動した計画となります。

本市が平成 28 年 2 月に定めた「平塚市総合計画～ひらつかNEXT（ネクスト）～」の教育分野における個別計画にも位置付けられるとともに、他の個別計画とも整合を図りながら施策を推進します。



4 計画の構成・計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度～令和 6 年度の 5 年間とします。ただし、社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行います。

なお、本計画を構成する各事業については、年度ごとに「平塚市教育の方針」を作成し、見直します。

		H30 2018	H31/R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	
国	教育振興基本計画	第 3 期教育振興基本計画 (H30-R4)							
県	教育振興基本計画	かながわ教育ビジョン (概ね 20 年 H19-R9) H27 一部改訂							
市	総合計画	ひらつかNEXT (ネクスト)(H28-R5)							
	教育大綱	平塚市教育大綱 (H28-R元)	第 2 期平塚市教育大綱 (R2-R5)						
	教育振興基本計画	奏プラン (H22-R元)	第 2 期教育振興基本計画 ～奏プラン～ (R2-R6)						

(表中は各年度)

5 計画の推進体制

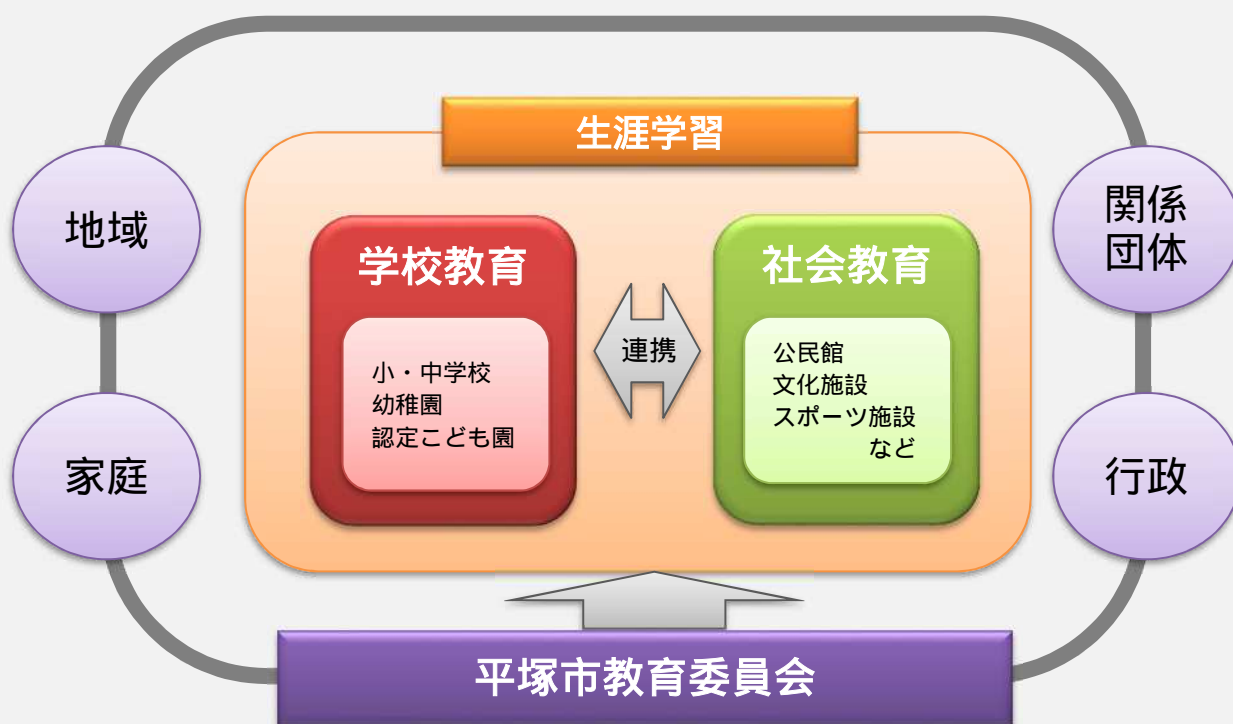
上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかNEXT（ネクスト）～」の関連する施策などを念頭に置いたうえで、本計画に位置付けられた施策を着実に実行するため、次のような体制を整えます。

（ 1 ）推進体制

計画の推進にあたっては、個別に推し進める事業はあるものの、多くの事業を学校・家庭・地域・行政・関係団体などと連携して取組を進めることで、効果的で持続的な取組へとつなげていきます。同時に学校教育と社会教育も連携した取組を推進します。

社会環境の変化へ柔軟かつ適切に対応するためにも、各関係機関からの情報収集に努めるとともに、教育課題や市民ニーズに対応した事業展開を進めます。

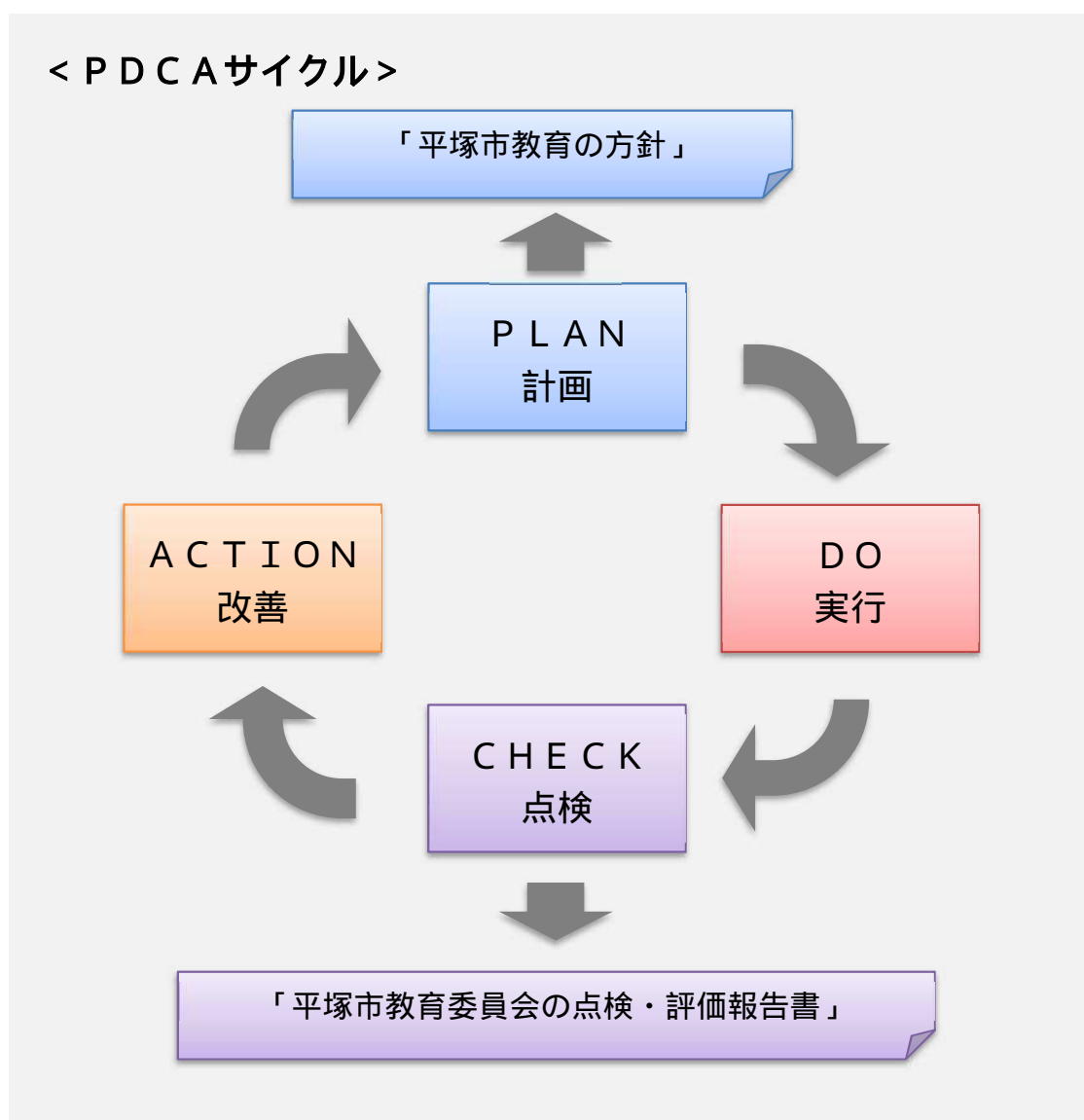
< 推進体制イメージ >



(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、毎年度、理念や基本方針の達成、継続をめざすために必要となる事業を計画、実施します。また、その内容などについては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で定められた点検・評価をすることで、各施策の実施状況の把握や達成度合いの確認をします。解決すべき課題や問題を明確にし、社会情勢の変化に対応した事業の取組や見直しを図ります。

毎年、年度当初に「平塚市教育の方針」で、その年の基本方針や構成事業などを取りまとめます。また、前年度の取組に対する点検・評価の結果をまとめた「平塚市教育委員会の点検・評価報告書」を作成し、公表します。



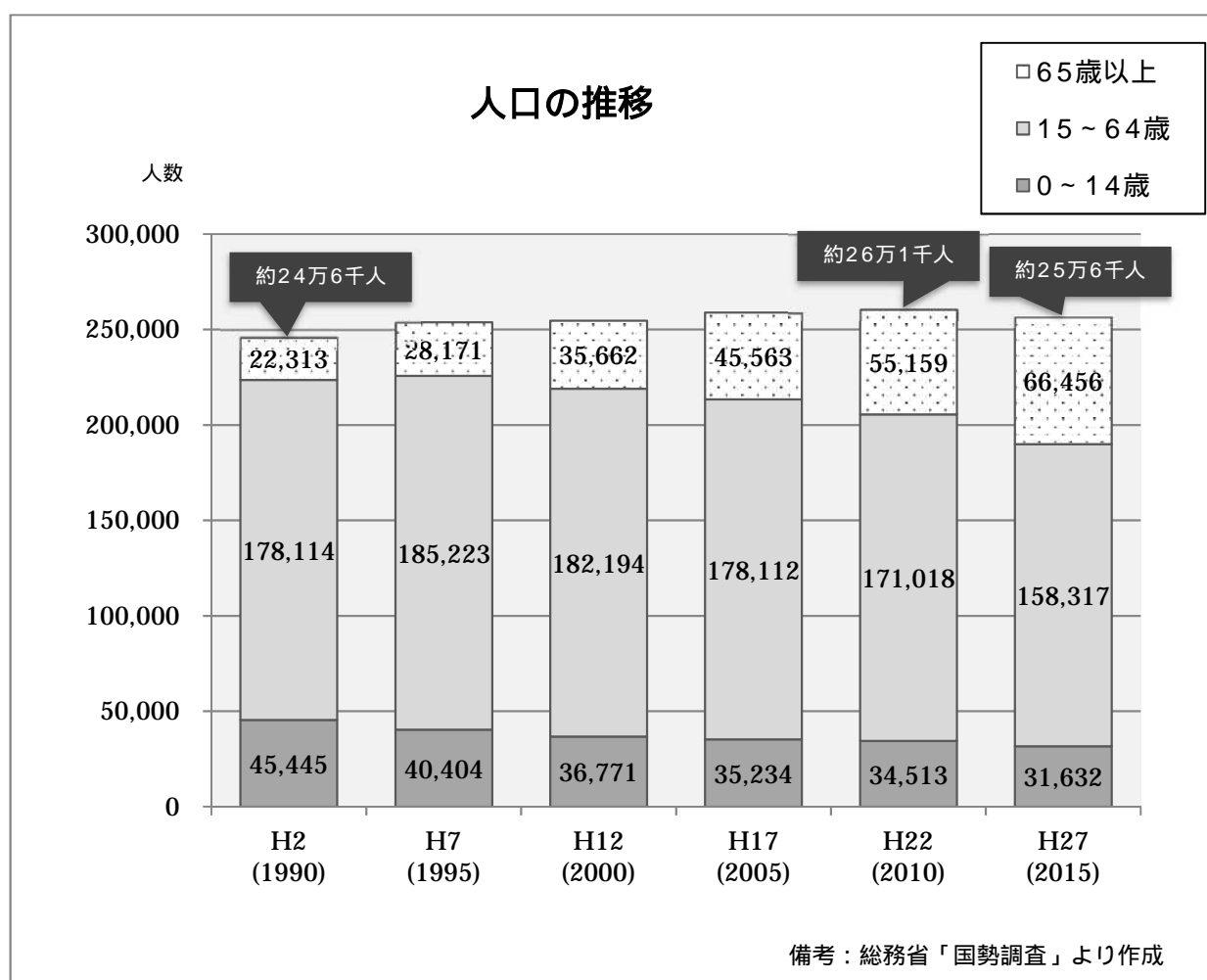
第2章

教育を取り巻く現状

1 人口動態

本市の総人口は、2度のベビーブームや産業の発展などに伴う転入により増加を続けてきましたが、平成22年の約26万1千人をピークに減少傾向に転じており、今後も減少の見込みとなっています。

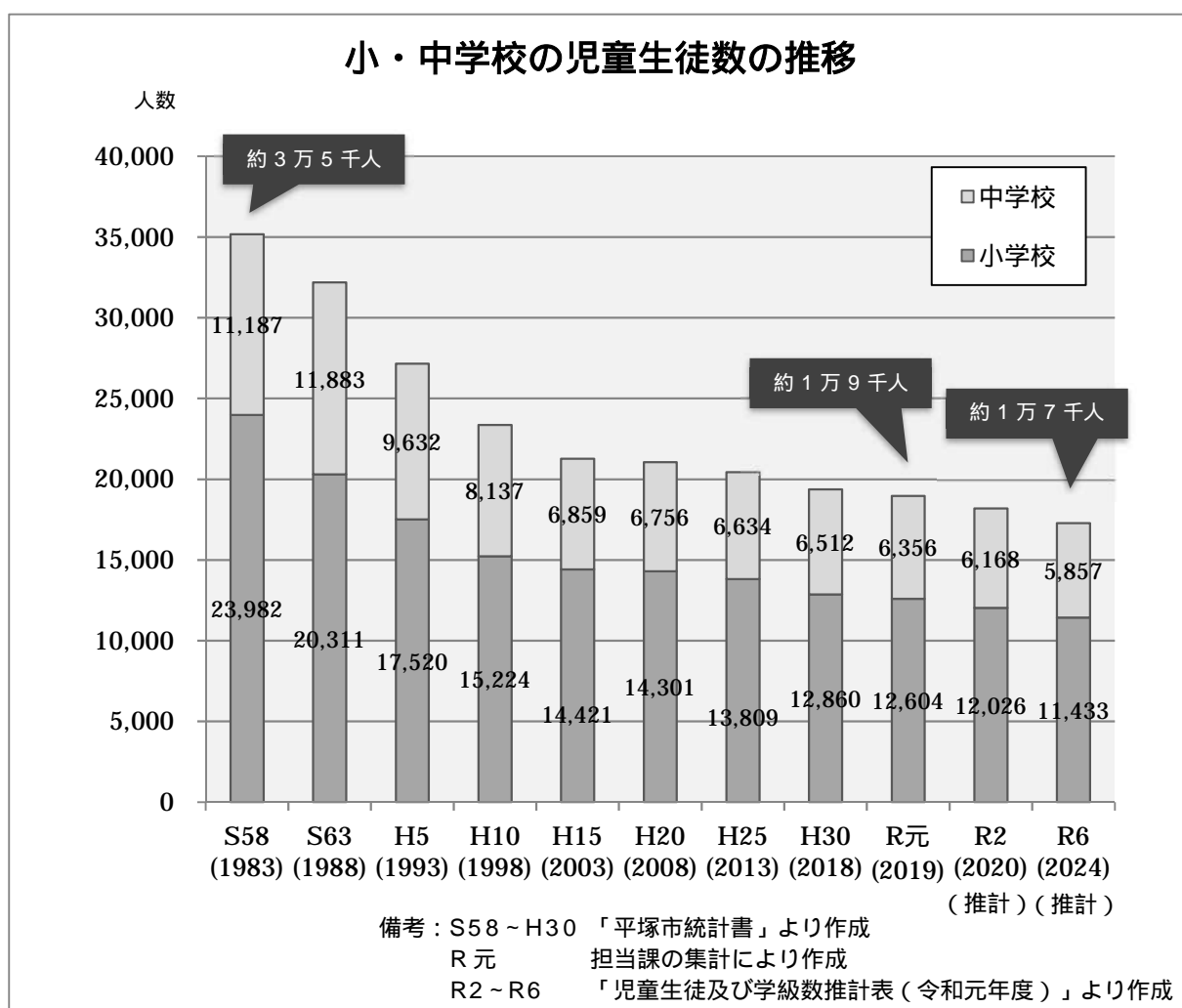
これは65歳以上の人口が平成2年から25年で約3倍近く増加しているのに対して、15歳から64歳までの生産年齢人口や0歳から14歳までの年少人口が減少しているため、死亡数と出生数の関係から自然減による人口減少が見込まれます。



2 小・中学校の児童生徒数の推移

本市の市立小・中学校の児童生徒数推移は、昭和 58 年の 35,169 人をピークに減少傾向に転じています。令和元年 5 月 1 日現在では、18,960 人となっており、約 54%まで減少しています。

平成 15 年度以降は、緩やかな減少傾向となり、令和 6 年度の推計値は約 1 万 7 千人となる見込みです。今後の本市の総人口の見通しを考慮しても、65 歳以上の人口は増加するものの、64 歳以下の人口は減少傾向となっており、少子化傾向は続くと見込まれます。

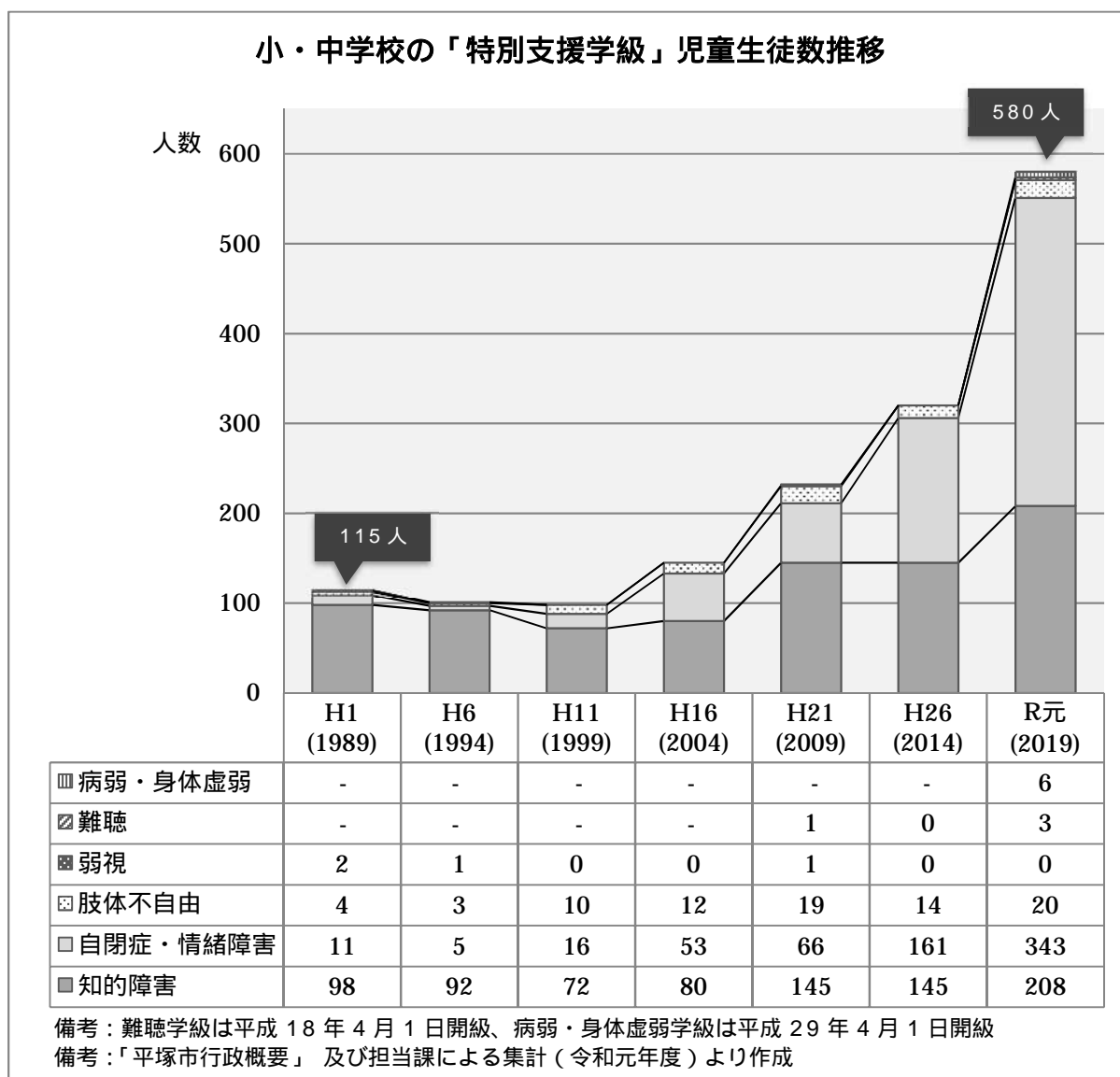


3 小・中学校の「特別支援学級」児童生徒数の推移

「特別支援教育」とは、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援をするものです。

本市の状況としては、市内全体の児童生徒数は年々減少しているものの、特別支援学級に在籍する児童生徒数は平成 11 年度以降、増加傾向が続いています。特に自閉症・情緒障害学級の増加率が高くなっています。

増加の背景としては、平成 19 年施行の学校教育法の改正により、特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されたことや、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に対する理解が進み、子どもの可能性を伸ばせる手厚い教育を求める保護者が増えていることなどが考えられます。



4 小・中学校の「外国につながる」児童生徒

近年の国際交流の活発化や社会経済のグローバル化などにより、市内の学校においても外国籍の児童生徒は 300 人程度が在籍しています。国内の労働力不足を補うため入国管理法が改正されたことから、外国につながる児童生徒は、今後も一定数で推移することが予想されます。

国際色が豊かになることにより、すべての子どもたちにとって学びの幅が広がり、多様な文化の交流やかけがえのない体験へとつながっていきます。その一方で、日本語や日本社会に適応するための指導、母語や母文化に配慮した指導を必要とするケースも増えています。一人ひとりの個性や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援をするとともに、家庭や地域からの多様化するニーズに迅速かつ的確に応えていく必要があります。

外国につながる児童生徒

外国籍の児童生徒や、日本国籍であっても外国にルーツを持つ児童生徒のこと。家庭環境において外国語を母語とすることもあり、日本語指導や支援が必要な場合がある。

5 学校教育施設

本市では、次のとおり小学校 29 校、中学校 16 校が設置されています。

小学校（29 校）	
崇善小学校	金目小学校
港小学校	金目小学校五領ヶ台分校
松原小学校	横内小学校
富士見小学校	八幡小学校
花水小学校	南原小学校
旭小学校	真土小学校
大野小学校	松が丘小学校
中原小学校	相模小学校
豊田小学校	なでしこ小学校
神田小学校	勝原小学校
城島小学校	松延小学校
岡崎小学校	みずほ小学校
金田小学校	山下小学校
土屋小学校	大原小学校
吉沢小学校	
中学校（16 校）	
江陽中学校	中原中学校
太洋中学校	大住中学校
春日野中学校	山城中学校
浜岳中学校	神明中学校
大野中学校	金目中学校
神田中学校	金目中学校五領ヶ台分校
土沢中学校	横内中学校
金旭中学校	旭陵中学校

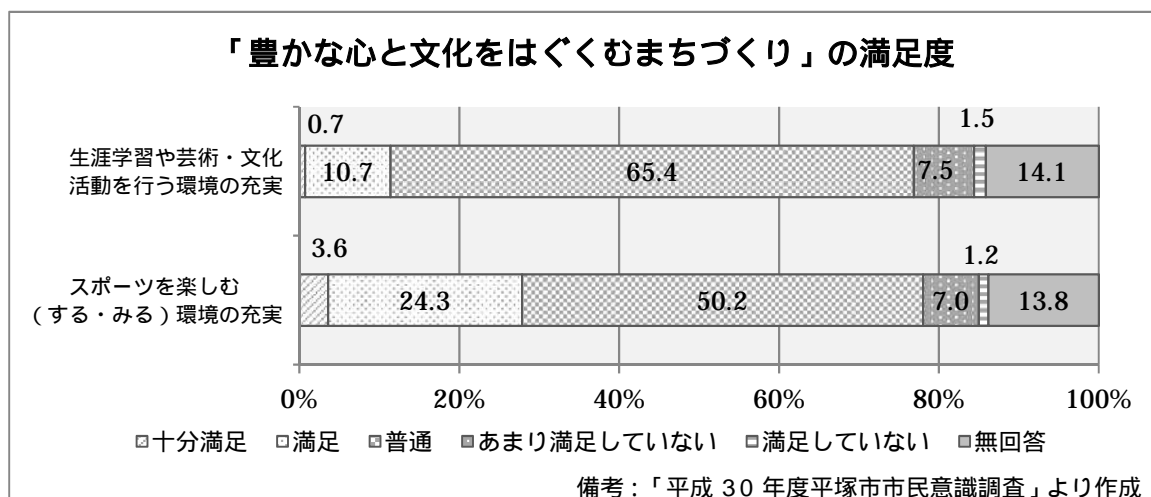
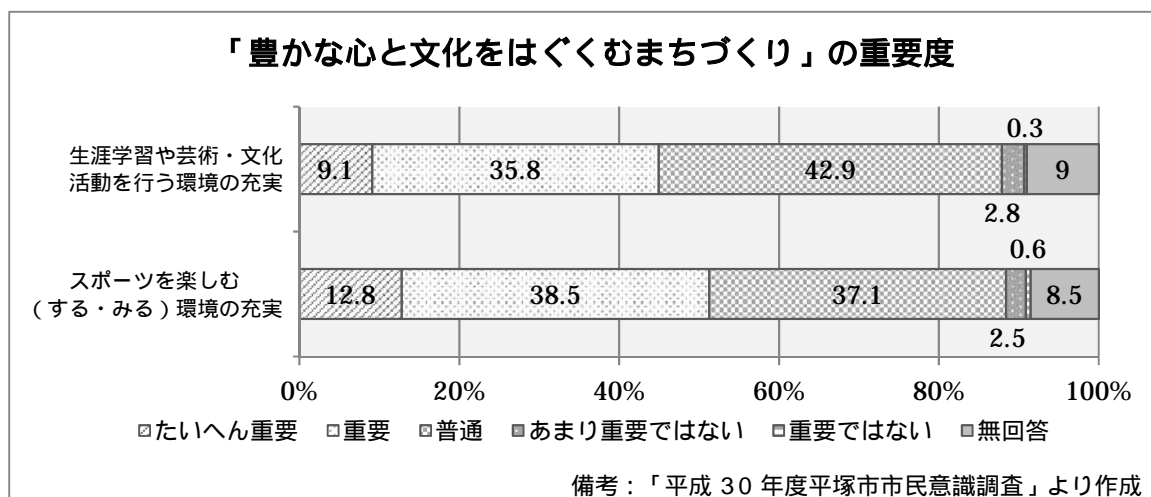
その他学校関連施設としては、市立幼稚園や学校給食共同調理場、登校の困難な児童生徒が通室する適応指導教室を備える子ども教育相談センター、教職員などの研修、研究を行う場としての教育会館を設置・運営しています。また、本市市長部局が設置している幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の性質を有します。

施設の大半は、昭和 40 年代前半から昭和 60 年代までの間に増加する児童生徒数・学級数に対応するため、木造からの改築や増築が行われてきました。現在では、築 30 年以上経過した建物が多数を占めており、老朽化対策や長寿命化は大きな課題となっています。少子化が進み、児童生徒数が減少する中で、教育以外の用途での利活用や統廃合を含めた効率的な資産運用など、学校施設の在り方についても見直す必要があります。

6 生涯学習、文化芸術、スポーツ

生涯学習、文化芸術、スポーツなどの社会教育分野に関しては、平成 30 年度平塚市市民意識調査によると、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」の重要度(7項目)において「生涯学習や芸術・文化活動を行う環境の充実」は 44.9%、「スポーツを楽しむ(する・みる)環境の充実」は 51.3%の割合で“たいへん重要・重要”であるという認識があります。

それに対する満足度としては、7項目の全体で“十分満足・満足”という割合が 9.9%なのに対して、「生涯学習や芸術・文化活動を行う環境の充実」は 11.4%、「スポーツを楽しむ(する・みる)環境の充実」は 27.9%の割合となっています。今後、更に満足度全体の割合を底上げするためには、調査・研究を進めるとともに、より市民ニーズを的確に捉えて、生涯学習環境の充実を図る必要があります。



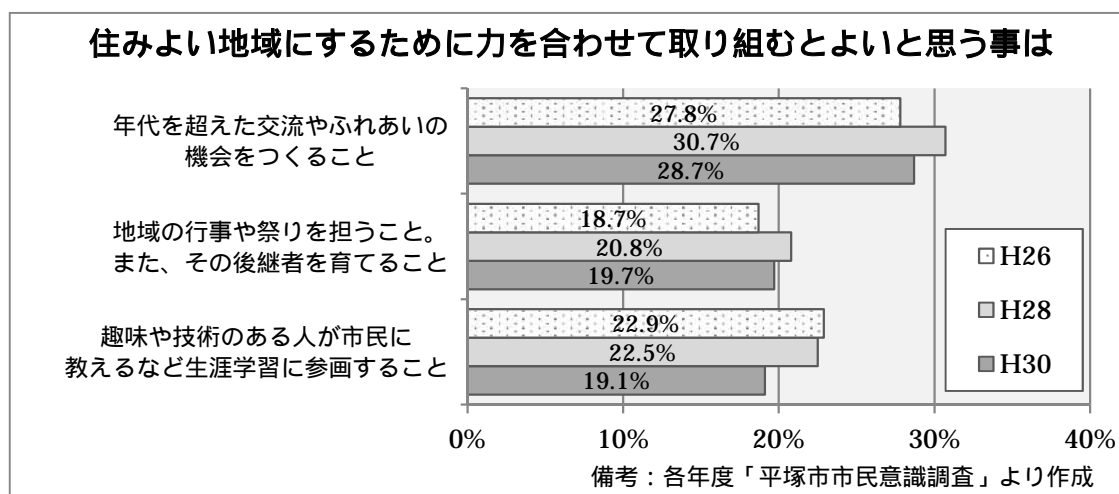
平塚市市民意識調査

市民の居住意向や生活満足度などを調査し、今後のまちづくりのための基礎資料とするための調査で、平成 30 年度の場合は、市内在住で満 16 歳以上の男女 3,000 人対象(無作為抽出)で有効回答数は 1,206 人。

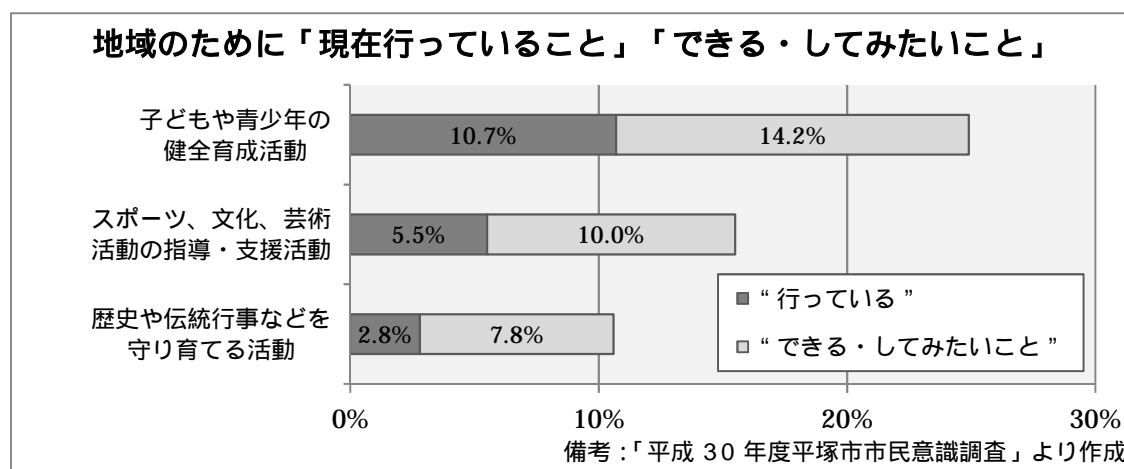
7 地域社会に関する動向

(1) 平塚市市民意識調査

生涯学習の推進や文化の継承などにおいて、地域との連携・協働は大きく関連します。前述の市民意識調査において「住みよい地域にするために力を合わせて取り組むとよいと思う事は」という質問に対し、“地域の安全を守ること”や“高齢者、障がい者など、地域で困っている人を地域で支え合うこと”が必要と答える割合が高い傾向があるものの、生涯学習に関連した項目としては下図のとおり、一定の割合が必要と考えている傾向があります。



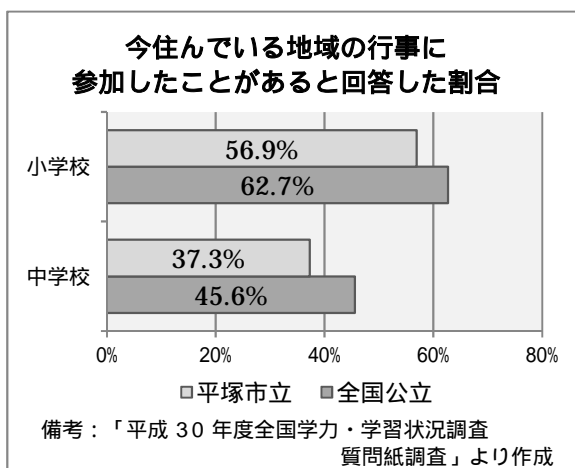
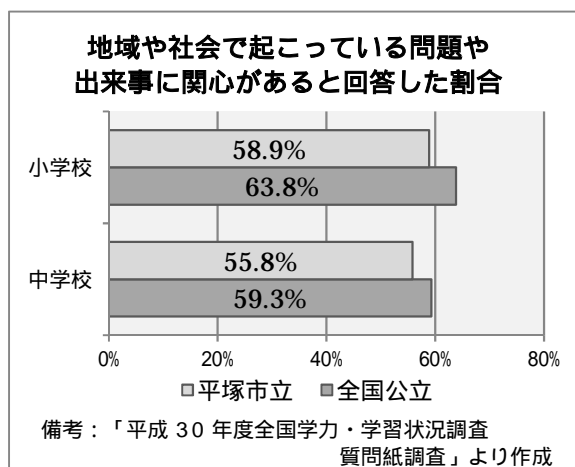
「地域のために、現在行っていること」及び「住みよい地域にするために、“できること”や“してみたいこと”(既に行っていることは除く)」に対する回答では、“災害時の助け合い活動”や“近所同士の助け合い”、“環境美化活動”が上位を占めるものの生涯学習などに関連した項目としては下図のとおりとなっています。



(2) 全国学力・学習状況調査 質問紙調査

小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象とした平成 30 年度全国学力・学習状況調査質問紙調査によると、「地域や社会で起きている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、“当てはまる・どちらかといえば当てはまる”と回答した小学生は全国で 63.8%であるのに対して、平塚市では 58.9%、中学生では、全国で 59.3%であるのに対して、平塚市では 55.8%となっています。

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、“当てはまる・どちらかといえば当てはまる”と回答した小学生は全国で 62.7%であるのに対して、平塚市では 56.9%、中学生では、全国で 45.6%であるのに対して、平塚市では 37.3%となっています。



(3) 両調査結果から見た動向

平塚市市民意識調査結果からは、市民の取組状況やニーズを推察することができます。今は取り組んでいないが「できる・してみたい」という割合については、何かしらのきっかけで、「その取組を行う」ことへとつながるため、機会を捉えて活動機会の提供などに努め、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

全国学力・学習状況調査 質問紙調査結果からは、子どもの地域社会に関する関わりなどに対する意識が、若干全国平均よりも低い状況がうかがえます。世帯の核家族化の進行により、子どもたちが家族のふれあいを通じて学ぶ機会が減少するとともに、価値観やライフスタイルの多様化も影響し、地域社会との関わりを持たない家庭が増えていると想定されます。子どもたちの生きる力を育み、社会と関わりを持つ人を増やすため、世代を超えた交流を促し、地域行事への積極的な参加や地域活動を活性化することが求められています。

全国学力・学習状況調査

文部科学省が実施する全国的に子どもたちの学力状況を把握する調査で、「教科に関する調査」と学習意欲や生活側面などに関する「質問紙調査」に大きく分けられている調査。

8 社会教育施設

本市教育委員会では、市民の生涯学習などに資するため、次のとおり施設を設置・運営・管理しています。

公民館（26 館）	
中央公民館	南原公民館
崇善公民館	神田公民館
須賀公民館	横内公民館
松原公民館	大神公民館
富士見公民館	岡崎公民館
花水公民館	豊田公民館
なでしこ公民館	城島公民館
大野公民館	金目公民館
八幡公民館	金田公民館
四之宮公民館	土屋公民館
中原公民館	吉沢公民館
松が丘公民館	旭南公民館
大原公民館	旭北公民館
文化施設（教育委員会 所管施設のみ）	
中央図書館	博物館
北図書館	美術館
西図書館	旧横浜ゴム平塚製造所記念館
南図書館	埋蔵文化財調査事務所
	大神埋蔵文化財収蔵施設
スポーツ施設（教育委員会 所管施設のみ）	
桃浜町庭球場	木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場
軟式庭球場	土沢野球場
王御住運動広場	土沢多目的広場
大神スポーツ広場	

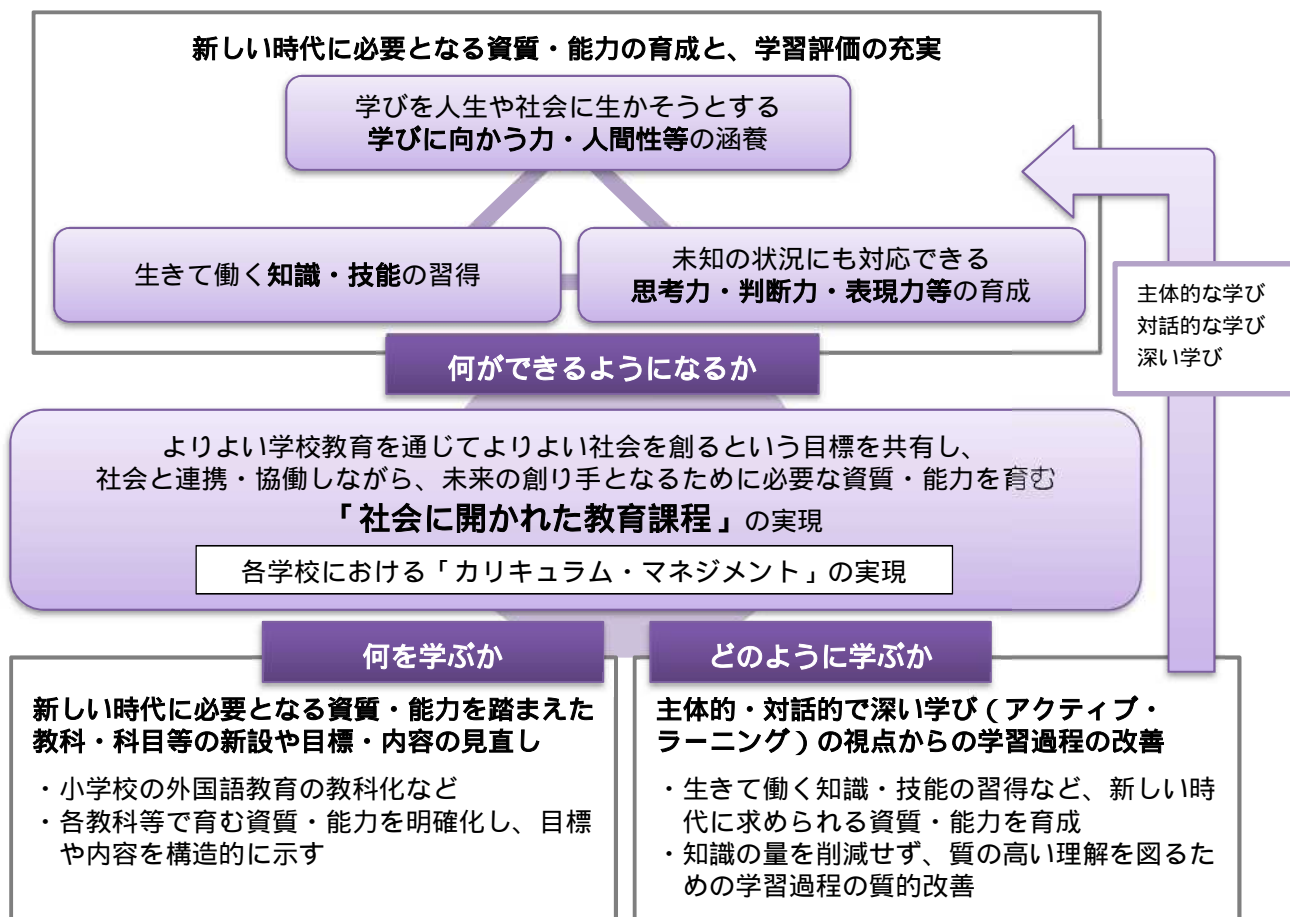
市民の関心やニーズが多様化する中で、より多くの市民の期待に応えられるよう生涯学習機会の確保やスポーツをする場所の提供をしています。また、文化施設やスポーツ施設では、本市市長部局が設置している同様の施設（平塚文化芸術ホール（令和 4 年供用開始予定）や平塚市総合公園各施設、馬入ふれあい公園各施設など）とも連携しながら、取組を進める必要があります。

上記の一部施設においては、築 30 年以上経過しているために老朽化対策などが必要であったり、美術品や収蔵する資料、文化財などを管理、保存するためには特別な対応が必要であったりするなど、施設ごとの特徴や利用形態によって様々な課題があります。

9 国内外における政策や動向

(1) 学習指導要領の改訂

平成29年改訂の学習指導要領は、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で、全面実施されます。



教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成	・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成等）の充実 など
理数教育の充実	・日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実により学習の質を向上 など
伝統や文化に関する教育の充実	・古典など我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解などの指導の充実 など
体験活動の充実	・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実 など
外国語教育の充実	・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入 など
情報活用能力（プログラミング教育を含む）	・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成 ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実 など
現代的諸課題への対応	・障がい者理解・心のバリアフリーのための交流 ・売買契約の基礎、計画的な金銭管理や消費者被害への対応 ・少子高齢社会における社会保障の意義、情報化による産業等の構造的な変化、国連における持続可能な開発のための取組 など

備考：文部科学省資料を参考に作成

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、平成27年(2015年)9月に国連で採択された世界全体が共に取り組むべき普遍的な目標です。

令和12年(2030年)を年限とし、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動など17の国際目標が設定されています。教育については、目標4において「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と掲げられています。ただし、教育は、単に目標4だけにとどまるものではなく、「教育を通じた人づくり」によって、17の目標すべてに貢献するものと考えられます。

目標1 貧困をなくそう	目標10 人や国の不平等をなくそう
目標2 飢餓をゼロに	目標11 住み続けられるまちづくりを
目標3 すべての人に健康と福祉を	目標12 つくる責任 つかう責任
目標4 質の高い教育をみんなに	目標13 気候変動に具体的な対策を
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	目標14 海の豊かさを守ろう
目標6 安全な水とトイレを世界中に	目標15 陸の豊かさも守ろう
目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標16 平和と公正をすべての人に
目標8 働きがいも 経済成長も	目標17 パートナースhipで目標を達成しよう
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

備考：外務省資料などを参考に作成

(3) 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる「価値観」や「行動」を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことをめざす教育です。国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)が推進機関となり、国内でも各省庁や関係機関が協力している取組で、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」ともいえます。

ESDの実施においては、「人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと」、「他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育むこと」などが求められます。

備考：文部科学省資料などを参考に作成

(4)「人生 100 年時代」の到来

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上などにより平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されています。今後、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、又は引退後に、ボランティアなどにより地域や社会の課題解決のために活動することが、より一般的になると考えられています。

こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間性等の涵養^{かんよう}といった資質・能力を身に付けることに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域、社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

備考：文部科学省資料などを参考に作成

(5) 超スマート社会「Society 5.0 (ソサエティ 5.0)」

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、内閣府の第 5 期科学技術計画において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。

建物や電化製品、自動車などのモノがインターネットとつながる IoT (Internet of Things) や、ビッグデータ、AI (人工知能) などをはじめとする技術革新により、大きな社会の変革期を迎えています。身の回りに存在する IoT 技術などにより、多種多様なデータであるビッグデータの収集が可能となり、それを人間の能力を超えた AI が解析することでこれまで出来なかった「新たな価値」が産業や社会にもたらされることとなります。この変革で創出される新たな価値により、経済発展と社会的課題の解決を両立していける社会の実現をめざしています。

この実現に向けては、一人ひとりが生涯に渡って質の高い学びを重ね、基本的な情報活用能力を身に付けることはもとより、それぞれの立場や分野で成長し、輝き続ける力を身に付けることが不可欠です。

備考：内閣府、文部科学省資料などを参考に作成

第3章

計画の方向性

1 基本理念

本計画で定める基本理念については、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「平塚市教育大綱」と連動し、方向性の共有及び意思疎通させることで、より一層の教育施策の推進を図ります。

基本理念

「みらい未来のいしずえ礎を築くきず教育のきょういくまち ひらつか平塚」

この基本理念を踏まえつつ、本市における「めざすべき人間像」を次のように考え、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と持続的な成長・発展を支える人づくりを支援するための教育施策を推進します。

めざすべき人間像

夢と志を持ち、何事にもチャレンジする人

自らの個性やよさを発揮し、可能性に挑戦する力を身につける

優しさと思いやりを持ち、自他ともに尊重する人

自らを認め、受け入れるとともに、

他者の多様性を理解し、互いに認め、支え合う力を身につける

自ら学び考え行動し、社会との関わりを持つ人

地域を愛し、社会の持続的な発展をけん引し、貢献できる力を身につける

2 基本方針

基本理念の実現とめざすべき人間像に向けた人づくりを推進するため、3つの基本方針を掲げます。

1 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実

子どもたちの生きる力を育むため、知識・技能だけでなく、学習意欲や考える力を含む「確かな学力」の向上を図るとともに、安心・安全で快適に学べる環境を整備します。また、子どもたち一人ひとりの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にす

る教育を推進します。

2 子どもの育ちを支援する環境の充実

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子育てを社会全体で支援する取組を進めます。また、学校における安全対策を強化するとともに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

3 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、豊かな生活をおくることができる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。

これらの基本方針や後述する各施策を着実に進めることで、SDGsで掲げられた目標への貢献や、今後の「人生100年時代」、「超スマート社会(Society 5.0)」を見据え、より豊かに社会を生き抜くことができるような教育の実現をめざします。

3 計画の体系図

本計画は、基本理念である「未来の礎を築く教育のまち 平塚」の実現に向けて、3つの基本方針と10の個別施策で構成しています。また、施策の枠組みを超えて、『ひらつか教育の持続的な発展』に向けた連携を推進します。

基本理念 「未来の礎を築く教育のまち 平塚」

めざすべき人間像
へ向けて

基本方針	施策
基本方針 1 確かな学力と 豊かな育ちを培う 教育環境の充実	施策 1 確かな学力の育成
	施策 2 豊かで健やかな心身の育成
	施策 3 社会で活躍するための学びの推進
基本方針 2 子どもの育ちを 支援する環境の充実	施策 4 多様な教育的ニーズへの対応
	施策 5 子どものセーフティネット対策
	施策 6 学校の安全対策と教育環境整備
基本方針 3 文化芸術や スポーツ活動に ふれあう環境の充実	施策 7 地域における豊かな学び合いの機会の充実
	施策 8 読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり
	施策 9 自然・芸術・歴史などの 多様な文化にふれる機会の提供
	施策 10 気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

施策横断的な取組

『ひらつか教育の持続的な発展』に向けた連携の推進

第4章

基本方針と施策の展開

1 基本方針1 『確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実』

現状と課題

- 子どもたちが、変化の激しい予測困難な社会に主体的に関わり持続可能な社会の創り手となることができるように、基礎的な知識・技能のより一層の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力などの育成や主体的に学習に取り組む態度を養うなど「確かな学力」の向上に取り組む必要があります。
- 学校教育における課題の複雑・多様化をはじめ、学校に求められる役割が増大しており、教職員が多くの業務を抱え多忙化することで一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保が難しくなっています。各学校のカリキュラム・マネジメントが確立できるように支援をする必要があります。
- 保護者の考え方や子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの生活リズムは、各家庭の状況で様々な違いがあります。子どもの基本的な生活習慣の確立に向けて、家庭とも連携し、学習に向かう姿勢や運動習慣などの定着を図る必要があります。
- 社会のグローバル化 やICT環境の発展による情報化などが進み、人との交流や産業なども世界単位でのつながりが広がる時代となっています。外国語教育や情報教育を通して、多様な交流ができる人づくりを進めることが重要となっています。

カリキュラム・マネジメント

各学校が、学校の教育目標をよりよく達成するために、組織としてカリキュラム（教育活動）を教科等横断的な視点で、編成・実施し、評価、改善していくこと。

グローバル化

様々な活動が、国内だけにとどまらずに地球的規模で行われること。

施策の方向性

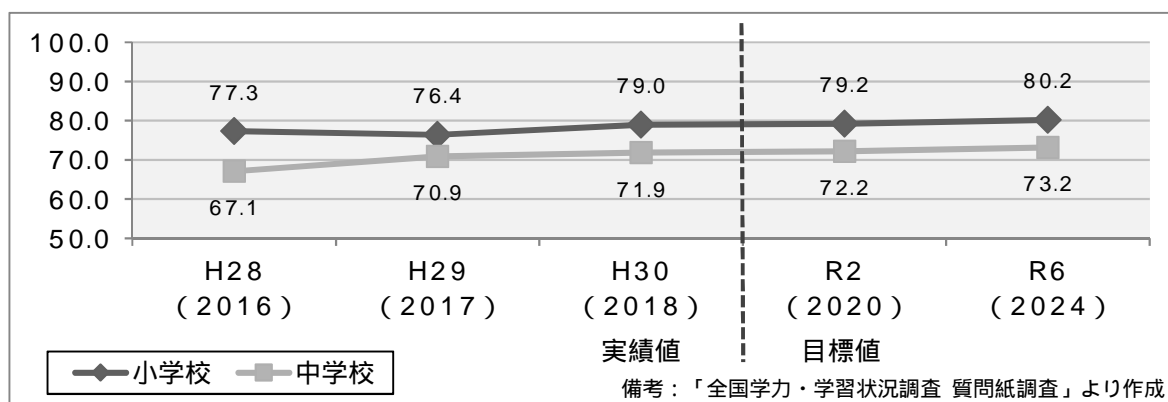
- 学習指導要領に基づいた確かな学力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や学ぶ意欲の向上、学習習慣の確立をめざした取組を推進します。そのため、学校研究の活性化と主体的、計画的な研究・研修の推進を図り、教職員の指導力の向上に努めます。
- 子どもたちが社会的に自立し、たくましく生きていくことができるよう、学びの連続性を意識した教育活動や活力ある学校づくりを推進します。また、読書環境の充実などにより豊かな心の育成を図るとともに、平和を尊び、自他の生命を互いに認め支え合う人権感覚や道徳性の育成に努めます。
- 子どもの元気で健やかな身体の育成や生活リズムの確立を図るため、学校給食や食育の充実を図ります。また、栄養バランスのとれた安心安全な給食を持続的に提供するため、適正な学校給食運営に努めます。中学校給食については、完全給食の実施に向けた調整、整備を進めます。
- 社会の持続的な発展をけん引する多様な力を育成するため、時代の変化に対応した学びに向けた指導体制や環境の整備・充実を図るとともに、適切な指導ができるように情報収集・共有に努めます。

このような方向性を踏まえ、『確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実』のための施策を次のとおり掲げます。

施策1 確かな学力の育成
施策2 豊かで健やかな心身の育成
施策3 社会で活躍するための学びの推進

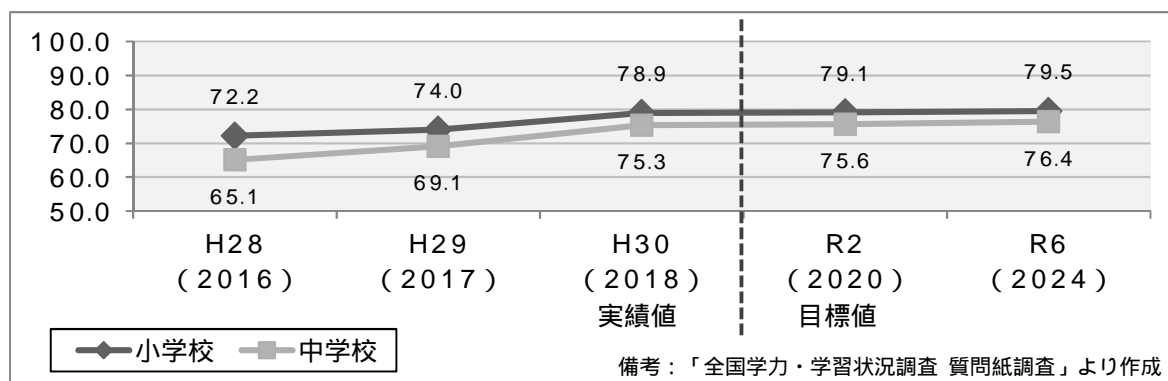
基本方針1 に関する実績値と目標値

● 授業(国語、算数・数学)の内容がよく分かったと回答した児童生徒の割合(%)

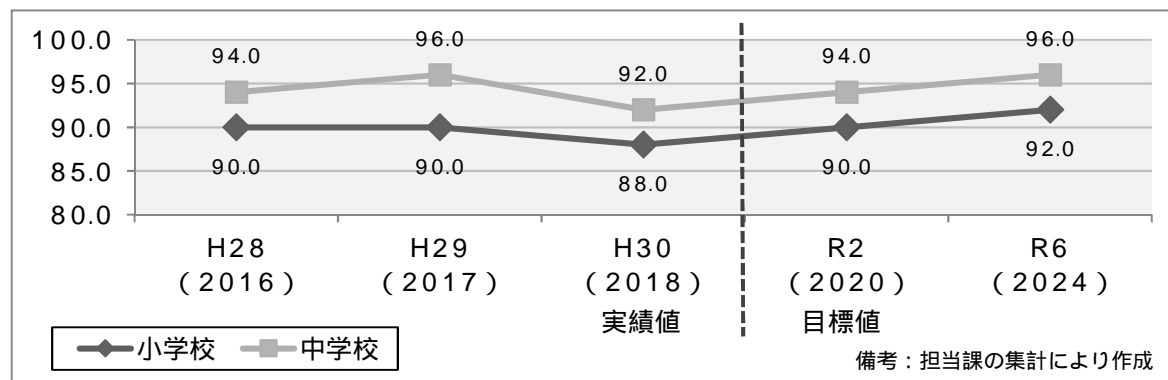


H30は、全国学力・学習状況調査 質問紙調査で「国語の内容がよく分かる」という質問が設定されなかったため、「算数・数学」のみの数値となっている。

● 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合(%)



● 学校研究は教職員の指導力の向上に役立ったと回答した学校の割合(%)



基本方針1の施策

施策1 確かな学力の育成

- 児童生徒が自ら学び、自ら考える力を身に付けられるよう、わかりやすい授業づくりや指導方法の工夫・改善に努めます。そのために教職員の指導力向上のための場を充実させます。
- 様々な教育課題についての先進的な研究や実際の教育実践で活用するための研修など、指導や評価について体系的に研究・研修を推進します。
- 教材教具などを整備するとともに、学習支援のための人的配置や学習機会の提供をします。
- 幼・保・小・中など異校種間の連携を図り、切れ目のない接続した学びを推進します。

事業紹介

研究教室・ワンポイント研修会

教職員のニーズや直面する教育課題をふまえたテーマのもと、教職員の専門性と指導力を高めるために、研究教室とワンポイント研修会を開催します。

研究教室では、実践的な指導力を高め、諸課題解決に向けた取組をし、ワンポイント研修では、日常の教育にすぐ活かせるような研修機会を提供します。



ワンポイント研修会「書写」

その他の事業

小中学校・幼稚園研究推進事業 サン・サンスタッフ派遣事業（学習支援補助員）
授業づくり推進員会 幼・保・小・中連携の推進事業 など

施策2

豊かで健やかな心身の育成

- 魅力ある学びの機会の提供を通して、知的向上心や自己肯定感を高めるための仕組みづくりを行います。
- 教育活動全体を通して、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤を養えるよう道徳教育や人権教育の推進に努めます。
- 豊かな学びを支えるための教育環境を整備します。
- 望ましい生活習慣や食生活について考える場を提供します。また、中学校完全給食の実施に向けた取組を進めます。
- 幼児・児童・生徒が、芸術や地域の様々な文化などにふれる教育の機会を創出します。

事業紹介

生きる力を育む学校づくり推進事業

小学校では校外学習、中学校では芸術鑑賞教室など各学校、園において、ふれあい教育や総合的な学習の時間などを実施しています。

幼児・児童・生徒の生きる力を育むため、学校や園ごとの様々な学びの機会の提供により、興味・関心など知的向上心を高めるための取組を支援します。



総合的な学習の時間
「稲わらを使った縄ない体験」

その他の事業

道徳教育推進事業

食に関する指導事業

人権教育担当者会

中学校完全給食準備事業 など

施策3 社会で活躍するための学びの推進

- 英語や外国の生活・文化にふれる機会を通して、国際理解を深めます。
- 情報活用能力の育成のために、学校におけるICT環境の整備を推進するとともに、それを活用した効果的な授業実現に向けた教育の情報化を図ります。
- 専門性がある分野において、地域や関係機関などと連携し、広く社会で活躍できるような学びと健やかな身体づくりを推進します。

事業紹介

外国人英語指導者の学校訪問事業

外国人英語指導者が学校、園を訪問します。また、学校の要請に応じて、長期休業中のサマースクール等への派遣をするなど、外国人英語指導者とふれあう機会を提供します。

授業や学校行事などで、幼児・児童・生徒が英語や外国の生活・文化にふれ、外国語に対する興味・関心や国際理解を深め、コミュニケーション能力の基礎が培われるよう取り組みます。



外国人英語指導者の学校訪問

その他の事業

英語教育推進事業

中学校部活動推進事業（地域指導者派遣事業）

教育の情報化推進事業

ICT活用研修会 など

サマースクール

学校ごとに計画・実施する夏休み期間中に開催する教育活動のこと。

2 基本方針2 『子どもの育ちを支援する環境の充実』

現状と課題

- 特別支援学級に在籍する子どもや外国につながる子どもなど、支援を必要とする子どもは増加傾向にあります。社会的自立の基礎を学ぶことができるよう、子どもの成長や発達段階に応じて個々のニーズに応じた学習を展開する必要があります。特に特別支援教育へは関心が高まっており、様々な保護者のニーズや思いにも応えられるよう支援体制を整える必要があります。
- 子どもが健やかな学校生活を送れるように、安全対策を進めています。いじめや問題行動等への対応にあたっては、学校、家庭、地域や関係機関が連携して取り組んでいます。近年ではSNS 利用などのインターネット関連の対応も重要となってきています。
- 様々な悩みや課題を抱えた子どもや保護者からの相談が増えています。それに対するきめ細かな対応や、より相談しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 経済の低迷や家庭環境の変化などから、経済的に困窮している家庭状況にある子どもが一定数います。教育の機会を確保するために継続的な支援が必要です。
- 建設から30年以上経過した学校施設や設備などが多数あるため、計画的に改修や修繕を実施し、教育環境の改善を図る必要があります。また同時に、学校施設の在り方については、少子化による児童生徒数の減少の一方で、特別支援学級や多様な教育ニーズの増加、区画整理事業やマンション開発に伴う一部学区の急激な児童生徒数の増加など、様々な要因を考慮しながら研究や対策を進める必要があります。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

施策の方向性

- 障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が実施できるよう、校内体制の整備やマンパワーの充実などに努めます。
- いじめや暴力行為、不登校など子どもが抱える諸課題に対して、専門職や関係機関を含めた体制強化をするとともに、地域ぐるみで支援、サポートしていく体制の構築を図ります。
- 子どもが円滑な学校生活を送れるように、個に応じた支援体制を整え、保護者の不安や悩みに対応ができる相談体制を充実します。また、経済的理由により、就学が困難な子どもに対して必要な援助を行います。
- 子どもの安心安全な学校生活と多様な教育ニーズに応えるため、危機管理などの安全対策や学校施設、設備の計画的な整備を進め、安心して快適な教育環境への改善を図ります。

このような方向性を踏まえ、『子どもの育ちを支援する環境の充実』のための施策を次のとおり掲げます。

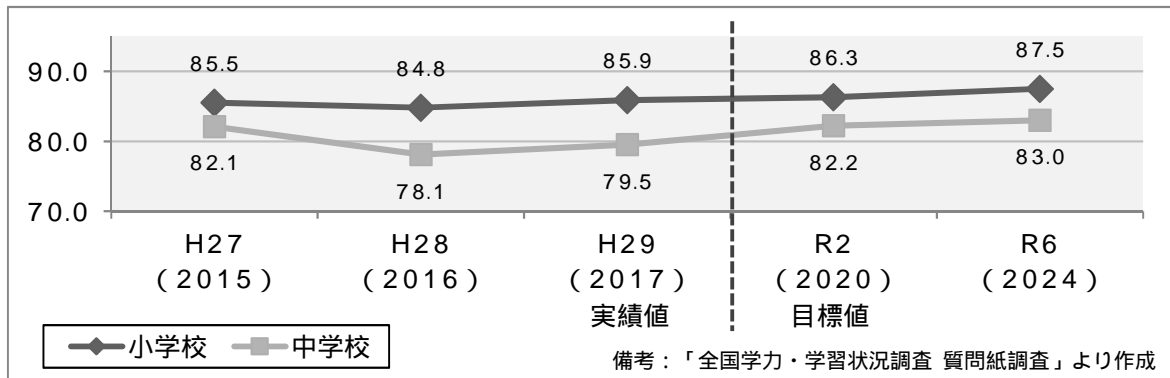
施策4 多様な教育的ニーズへの対応
施策5 子どものセーフティネット対策
施策6 学校の安全対策と教育環境整備

インクルーシブ教育

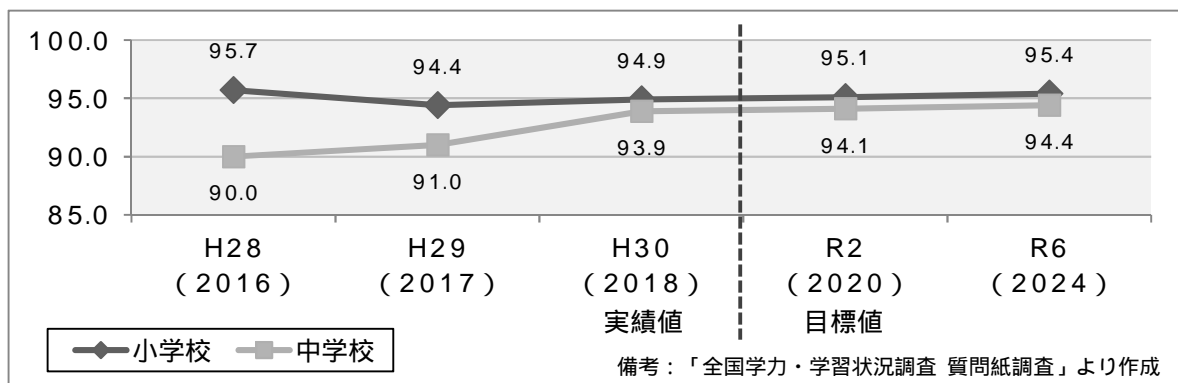
障がいのあるなしにかかわらず、個別の教育的ニーズに配慮しながら、同じ場で共に学ぶことを追求し、誰もが相互に人格や個性を尊重し、多様な在り方を認め合う共生社会の形成に向けた教育のこと。

基本方針2 に関する実績値と目標値

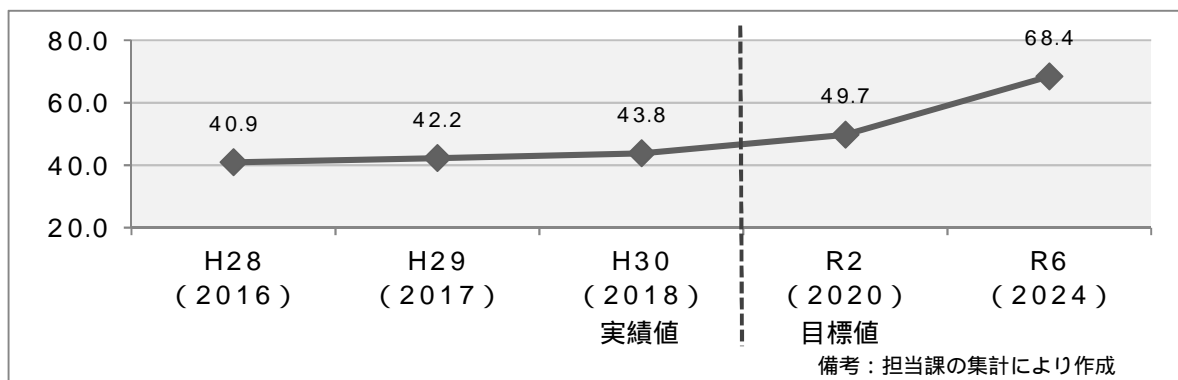
● 学校に行くのは楽しいと回答した児童生徒の割合(%)



● いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒の割合(%)



● 小・中学校 トイレ洋式化率(%)



基本方針2の施策

施策4 多様な教育的ニーズへの対応

- インクルーシブ教育の実現に向けて、授業のユニバーサルデザイン化や通級による指導体制の整備・拡充など通常の学級における特別支援教育を推進します。
- 特別支援学級に在籍する子どもや外国につながる子どもなど、支援を必要とする人の学びの意欲に応えるための仕組みをつくりまします。
- 子どもの健全育成のため、地域や関係機関などと連携しながら、児童生徒指導など必要な支援の取組を実施します。

事業紹介

通級指導教室 運営事業

通級指導教室では、通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「通級による指導」という一部特別な指導をしています。

児童に対して適切な支援をするため、通級指導の充実を図るとともに、通級指導教室の今後の在り方について検討します。



崇善小学校 通級指導教室

その他の事業

サポートチームシステム推進事業
介助員派遣事業

日本語指導協力者派遣事業
就学相談・指導事業 など

ユニバーサルデザイン

すべての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方のこと。

通級指導教室

難聴、言語障がいのある児童に対して指導する「ことばの教室」と、発達障がいなどにより、集団生活への適応や周囲とのやりとりの困難さ、感情のコントロールに困難さのある児童に対して指導する「まなびの教室」の2つがあり、個々のニーズに応じて特別な指導をする教室のこと。

施策5

子どものセーフティネット対策

- 子どもの学びの機会均等を確保するため、経済的に困難な環境に置かれている世帯への経済的な支援をします。
- 学校生活における様々な悩みの相談に応じる場を提供します。
- 問題行動等の未然防止や早期解決を図るため、専門職を学校へ派遣します。

事業紹介

スクールソーシャルワーカー派遣事業

児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、各学校からの要請に応じて、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣します。

スクールソーシャルワーカーは、当該児童生徒が置かれた「環境への働きかけ」や、「関係機関などとのネットワークの構築」など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

その他の事業

児童生徒就学援助事業

特別支援教育就学奨励援助事業

教育相談事業

スクールカウンセラー派遣事業

など

施策6

学校の安全対策と教育環境整備

- 学校における万全な安全対策のための研修を充実させます。
- 子どもが安心して通学できる環境や学校の保健・衛生環境を整えます。
- 子どもが安心・安全に学べる施設環境を整備します。
- 計画的に学校施設を整備することで、良好な環境を維持するとともに施設の長寿命化を進め、建設・整備コストの縮減を図ります。
- 多様な教育ニーズや合理的配慮に対応するため、よりよい教育環境の整備に努めます。

事業紹介

小・中学校トイレ洋式化事業

家庭や社会の大部分において、洋式トイレが普及していますが、築年数が古く、未改修の校舎では和式トイレが多く設置されています。

子どもが安心した学校生活を過ごせるよう小・中学校のトイレを和式から順次、洋式化し、教育環境の改善を図ります。



洋式化したトイレ

その他の事業

通学路安全対策事業

共同調理場整備事業

心肺蘇生法実技講習会

相模小学校移転整備事業

など

3 基本方針3 『文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実』

現状と課題

- 学びに関する市民の価値観や関心・意識が多様化しており、市民ニーズの幅が広がるとともに的確な把握が難しくなっています。その中でも、より多くの学習機会を提供し、習得した知識や技能が地域課題の解決のための実際の活動につながるよう取り組んでいます。
- 生涯学習や地域活動における各取組に関わる参加者が固定化、高齢化する傾向があります。持続的な取組実施や新たな担い手となる人材確保のためには、若者や子育て世代の参加が増えるようにしていく必要があります。また、国籍や性別、障がいの有無、職業などに関わらず、多くの人が地域に参画していけるように、様々な形の学びの場の提供や仕組みづくりも検討する必要があります。
- 伝統的な文化芸能や無形文化財については、少子高齢化の影響やふれる機会の減少から継承することが難しくなっています。次の世代へ確実に受け継いでいくためにも、歴史や技術の保存に取り組むとともに継承する仕組みを構築することが必要となります。
- 多くの市民が優れた美術や芸術、地域の歴史や自然などにふれる機会を提供しています。貴重な美術品や史料などの展示・保管のためには、施設設備の適正な維持管理や整備、収蔵スペースの確保等が必要となります。
- ライフスタイルや環境の変化により、スポーツをする人とならない人が二極化している傾向があり、子どもや高齢者の体力低下、青・壮年期の運動不足による健康への影響が懸念されています。競技や遊びとして楽しむスポーツから、体力の向上や健康増進を目的としたスポーツまで、スポーツとの多様な関わり方、機会の提供が求められています。

無形文化財

演劇や音楽、伝統工芸技術など作品を生み出す技術そのもので、歴史上、芸術上価値の高い無形のもののこと。

施策の方向性

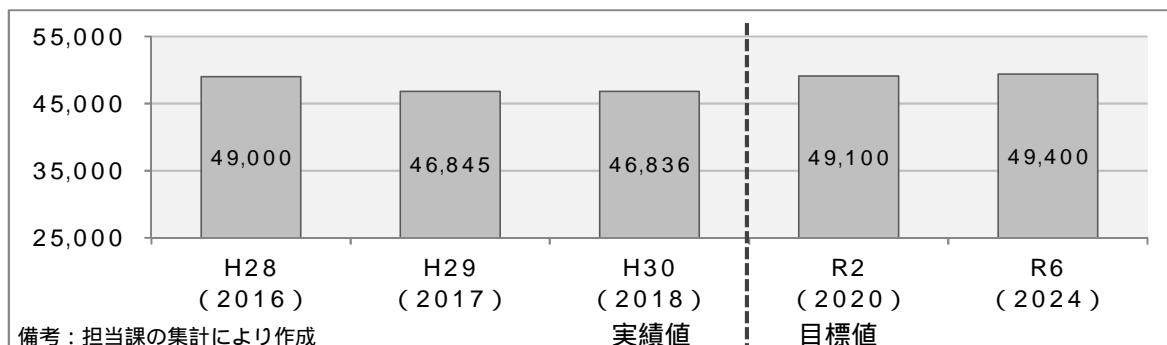
- あらゆる人々の活躍を推進するため、学習情報の発信や学びの機会、発表の場の提供により、誰もが学習でき、その成果を生かせる地域社会をめざします。また地域における人材の発掘・育成・活用の場として機能するよう、拠点となる生涯学習施設を計画的に整備します。
- 地域の情報拠点として、市民が抱える課題の解決につながるサービスの提供や多様化する学習ニーズに幅広く対応する体制をつくります。
- 文化芸術に関する情報を幅広く発信し、鑑賞や実践する機会を充実します。地域の特色ある文化・芸術・歴史（文化財）については、資源の掘り起しや魅力的な文化活動を市民とともに展開します。また、郷土意識を啓発・醸成するため、郷土芸能の継承・保存やイベント、後継者育成の支援などの取組を進めます。
- 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、目的、身体状況に応じたスポーツ活動を推進するため、「する、みる、ささえる」といった様々な形でスポーツへ安全に参加できる環境の充実を図ります。

このような方向性を踏まえ、『文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実』のための施策を次のとおり掲げます。

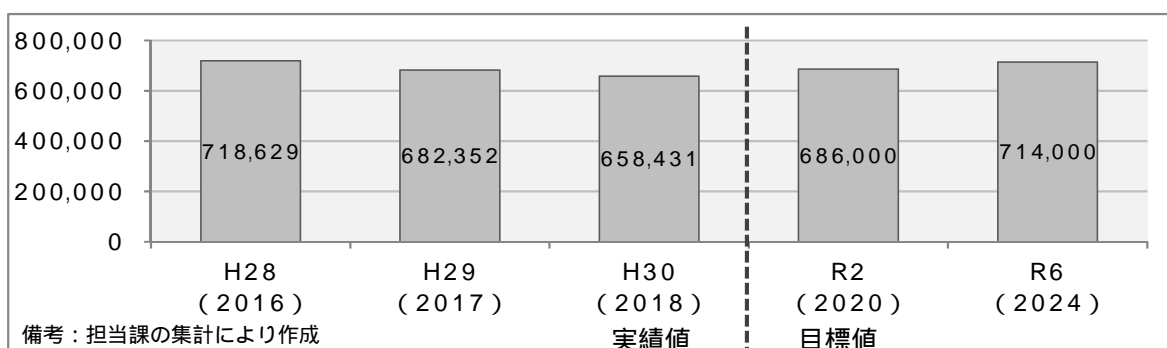
施策7	地域における豊かな学び合いの機会の充実
施策8	読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり
施策9	自然・芸術・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供
施策10	気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

基本方針3 に関する実績値と目標値

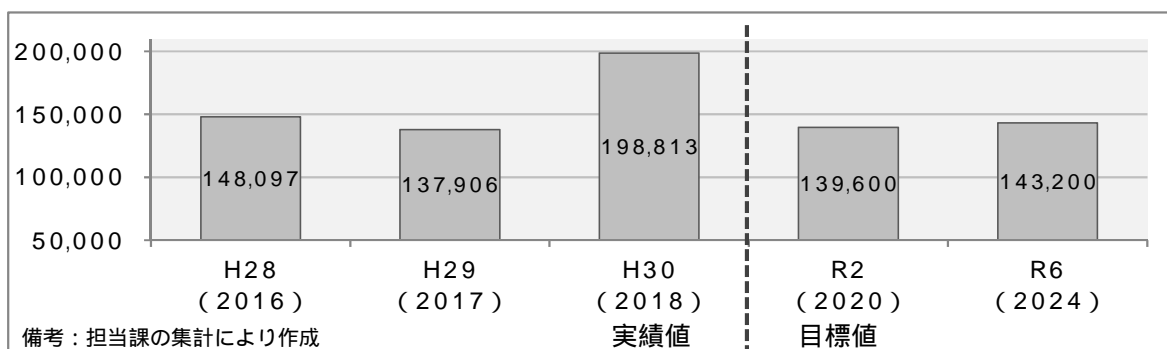
● 各種講座・講習会への参加者数（人）



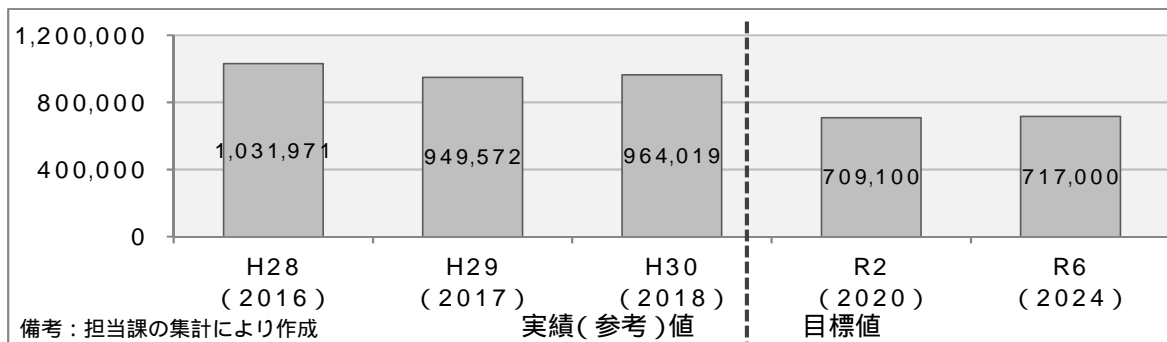
● 図書館への来館者数（移動図書館貸出者数含む）（人）



● 博物館・美術館の特別展の観覧者数（人）



● スポーツ施設利用者数（人） 教育委員会所管施設のみ



R2以降の目標値は、利用者数の集計方法を変更して算出しているため、H30までの実績値は参考値として掲載している。

基本方針3の施策

施策7

地域における豊かな学び合いの機会の充実

- 様々な体験活動を通して、豊かな心を育む機会を創出します。
- 学校・家庭・地域・行政・関係団体などが連携・協働し、地域全体で支え合う環境を整えます。
- 市民が主体的に地域課題を解決するための必要な学習機会を提供します。
- 学んだ知識や成果を生かすことのできる場を提供します。

事業紹介

多様な学習推進事業

生涯学習を推進するため、公民館において学習情報などを提供するとともに、児童生徒やシニア世代向け事業、家庭教育学級の充実を図るほか、地域課題、現代的課題等に取り組む内容の講座を実施します。



「家庭教育学級 バウムクーヘンを作ろう」の様子

その他の事業

地域教育力ネットワーク推進事業
地域の人材発掘・活用事業

地区公民館まつり開催事業
地区公民館整備事業 など

施策8

読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり

- 子どもから大人まで、幅広く読書に親しむ環境をつくります。
- 誰もが知的欲求を満たすことができる、学びの場を提供します。
- 市民が抱える課題の解決につながるよう図書館機能の充実を図ります。
- 地域と学校、図書館が連携・協働し、子どもの読書活動を推進します。

事業紹介

市民の図書館体験事業

図書館業務を体験したり、図書館の内部を見学することによって、市民に図書館への関心や理解を深めてもらい、図書に対する親しみを持ってもらうことを目的に市内4館で実施します。

小学生を対象に、夏休みに実施する「一日図書館員」は、館内見学やカウンター実習、クイズ形式のしらべもの実習を行っています。

大人を対象とした「市民の図書館体験」では、中央図書館でバックヤード見学の回や親子で参加できる回を設けています。

より多くの方に参加していただけるよう、内容を工夫して取り組みます。



一日図書館員の様子

その他の事業

ブックスタート事業

来館出来ない人への図書館サービス事業

子ども読書活動推進事業

レファレンス・サービス 事業 など

レファレンス・サービス

図書や資料を求める利用者の問い合わせに応じ、情報や図書、資料を提供、提示する業務のこと。

施策9

自然・芸術・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供

- 芸術作品にふれ、体感し、情操を深める場を提供します。
- 平塚の文化・歴史遺産・伝統芸能など受け継がれるべき貴重な財産として、資料・文化財の保存・継承を行うとともに、それにふれる機会を提供します。
- 様々な領域・分野について学術的な調査研究を行い、その成果を広く発信することで、学習活動などに活用します。
- 自然・芸術・歴史など、多様な文化に関する普及・体験事業等を通して学びの意欲を高めます。
- 学校における学習内容に即した教育事業を実施して、学校教育を支援します。

事業紹介

美術教育の普及・体験事業

美術に親しむ人々の拡大と美術に関する学習活動や体験を目的に、子ども・親子や成人を対象としたワークショップを実施します。

来館者のニーズに合わせた「学習プログラム」や「対話による美術鑑賞」など、美術体験に関する関心を高める取組を充実します。



親子対象ワークショップ「赤ちゃんアート」

その他の事業

芸術文化子ども体験事業

地域を学ぶ普及・体験事業

無形文化財保存事業

魅力ある美術展覧会事業 など

施策10

気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、今まで以上にスポーツに親しむ習慣や意欲、さらに体力の向上や健康増進を意識する取組を推進します。
- パラスポーツ やニュースポーツ など、誰もが参加しやすくなるよう、新しい取組を推進し、スポーツを楽しみながら体を動かす機会を提供します。
- 市民、スポーツ関係団体、トップスポーツ、大学、行政などと連携・協力しながら取り組みます。
- スポーツ活動の場の運営・管理などによって、スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境の充実を図ります。

事業紹介

サッカー文化の振興によるまちづくり事業

サッカー文化を振興するため、地域のプロサッカーチームである湘南ベルマーレによる小学校巡回授業やコーチによるサッカー教室などを実施します。

幼少期に重点を置いて、サッカーを楽しみ、親しむことでスポーツへの興味・関心を高めるとともに、選抜した強化選手を指導するトレーニングセンターにおける強化事業を実施し、サッカー文化とスポーツの振興を図ります。



幼児へのサッカー教室

その他の事業

市民総合体育大会開催事業

手話ダンスによる健康づくり事業

各種スポーツ大会開催事業

市内スポーツ情報ポータルサイト運営事業

など

パラスポーツ

障がいの程度などに応じてルールや用具が工夫されたスポーツ全般のこと。

ニュースポーツ

グラウンドゴルフなど、近年行われるようになった比較的新しいスポーツ全般のこと。

トップスポーツ

プロスポーツを含むトップレベルのスポーツやトップアスリートのこと。

4 『ひらつか教育の持続的な発展』に向けた連携の推進

地域や関係機関などを巻き込んだ全市的に展開していく教育を「ひらつか教育」と考え、学校教育と社会教育が抱える諸課題の解決に向けて、連携・協働の視点に重点をおき、取組を展開します。

子どもから大人まで、また市民を中心に関係者や新たに関わる人も含めて、すべての人が平塚のことを知り、愛着を持ち、学んだ成果を地域へ還元してもらえようという循環サイクルによって、「ひらつか教育」の持続的な発展をめざします。

現状と課題

- 少子高齢化や世帯の核家族化の進行などにより、地域社会と家庭のつながりが希薄化する傾向があります。地域で子どもを見守る体制や、世代を超えた交流を促すような仕組みづくりをすることで、地域交流や伝統、文化を若い世代へ伝えていく必要があります。
- 多様な社会への変化に伴い、学校だけでは解決できない課題が増加しています。子どもが抱える諸課題への対応や安全対策、多言語サポートなど、教職員だけでは対応に苦慮し、十分な対応ができないこともあるため、地域や関係団体などと協力し取り組む必要があります。
- 子どもが自然・芸術・歴史などの多様な文化にふれる機会は、ライフスタイルの変化に伴い、家庭環境の影響を大きく受けます。豊かな学びや育ちを推進するためには、一人ひとりの個性や創造力の幅を広げるために、実際に体験する機会を充実させることが重要です。

方向性

- 学校や地域が、それぞれの強みを生かして連携することで、学校の課題解決や地域の活性化につなげます。子ども・親・シニア世代などより多くの人たちが関わり合い、学び合うことで、地域社会の持続的な発展を促進します。
- 専門的知識や技術を持った人の協力を得ながら、社会で活躍するための学びや多様な教育的ニーズに応えるため、マンパワーの充実に努めます。また、いじめや暴力行為、不登校など子どもが抱える諸課題の解決に向けた体制も整備します。
- 美術館や博物館、公民館、図書館、トップスポーツなど、平塚にある教育に有用な資源と学校が連携して、心に響く体験活動の取組を進めます。多くの経験や学び合いを通して、子どもたちの心に「ひらつか」という故郷を作り、地域社会をけん引し、貢献できる人づくりに努めます。

連携事業

『ひらつか教育の持続的な発展』に向けた連携事業

連携事業については、施策1から10のいずれかに位置付けられた事業の中から、施策横断的に取り組みます。

- 学校と地域、関係団体などが連携し、子どもの安全対策や支援、サポート体制を構築するとともに、世代間交流や体験事業等を通して、子どもの豊かな学びと地域とのつながりを深めます。

主な事業

地域教育力ネットワーク推進事業 放課後等子どもの居場所づくり推進事業
サポートチームシステム推進事業 通学路安全対策事業
通学路合同点検事業

- 学校と専門的知識や技術を持った人が連携し、多様な教育的ニーズへの対応やより効果的な学びの機会を提供します。

主な事業

スクールソーシャルワーカー派遣事業 介助員派遣事業
日本語指導協力者派遣事業 外国人英語指導者の学校訪問事業
サン・サンスタッフ派遣事業 中学校部活動推進事業（地域指導者派遣事業）

- 学校教育と社会教育が連携し、子どもが実物を見たり、ふれたり、体験したりする機会を提供し、一人ひとりの夢や可能性を広げる取組を推進します。

主な事業

子ども読書活動推進事業 美術教育の普及・体験事業
プラネタリウム学習投影事業 サッカー文化の振興によるまちづくり事業
手話ダンスによる健康づくり事業 芸術文化子ども体験事業

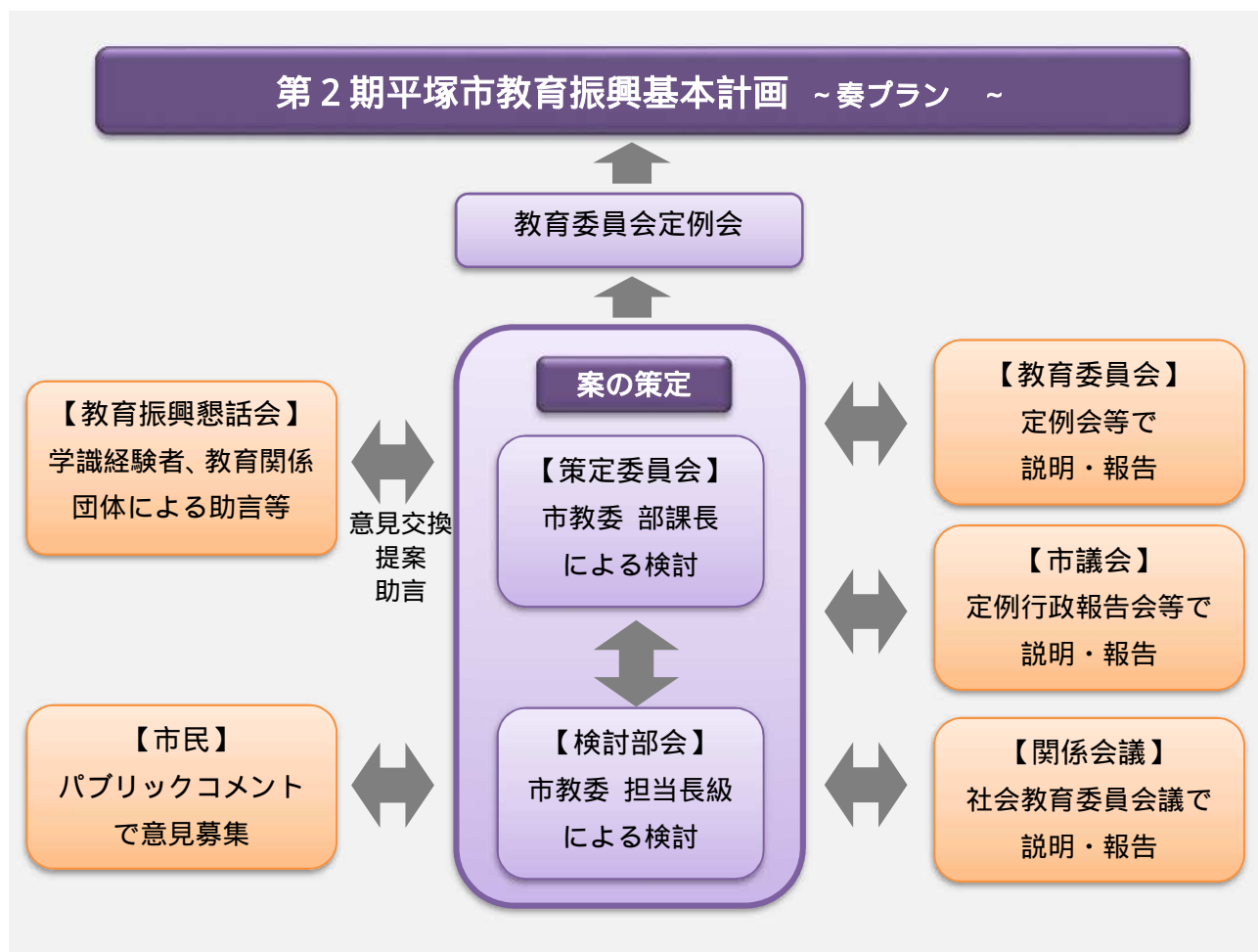
上記の連携・協力した取組以外でも、地域企業との連携やスポーツ関係団体、友好都市との交流など、様々な機会を通じた学びやふれあい体験などの充実を図ります。

資料編

- 1 計画策定体制
- 2 計画の検討経過
- 3 計画策定に関する組織

1 計画策定体制

計画策定体制は次のとおりです。



2 計画の検討経過

開催日	会議名等
平成 30 年 12 月 19 日	第 1 回平塚市教育振興基本計画策定委員会及び検討部会
平成 31 年 2 月 5 日	第 2 回平塚市教育振興基本計画検討部会
平成 31 年 3 月 13 日	第 3 回平塚市教育振興基本計画検討部会
平成 31 年 3 月 19 日	第 2 回平塚市教育振興基本計画策定委員会
平成 31 年 4 月 25 日	第 4 回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和元年 5 月 14 日	第 3 回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和元年 5 月 31 日	第 1 回平塚市教育振興懇話会
令和元年 9 月 27 日	第 2 回平塚市教育振興懇話会
令和元年 10 月 11 日	第 4 回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和 2 年 1 月 9 日	第 5 回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和 2 年 1 月 10 日	第 3 回平塚市教育振興懇話会

3 計画策定に関する組織

【教育振興懇話会名簿】

氏名	役職等
浅海 典子	神奈川大学 経営学部 教授 平塚市教育委員会 点検・評価アドバイザー
古川 鉄治	白百合女子大学 人間総合学部 教授 平塚市教育委員会 点検・評価アドバイザー
古屋 茂	東海大学 課程資格教育センター 非常勤講師 平塚市教育委員会 点検・評価アドバイザー
阿部 満佐子	平塚市小学校長会 金田小学校長
工藤 直人	平塚市中学校長会 山城中学校長
沼田 千恵三	平塚市公民館連絡協議会 金目公民館長
小林 豪	平塚市PTA連絡協議会 会長

【平塚市教育振興基本計画 策定委員会】

委員長	学校教育部長	
委員	教育指導担当部長	教育研究所長
	社会教育部長	子ども教育相談センター所長
	教育総務課長	社会教育課長
	教育施設課長	中央公民館長
	学校給食課長	スポーツ課長
	学務課長	中央図書館長
	教職員課長	博物館長
	教育指導課長	美術館副館長

【平塚市教育振興基本計画 検討部会】

リーダー	教育総務課長	
部会員	教育総務課 代表者	子ども教育相談センター 代表者
	教育施設課 代表者	社会教育課 代表者
	学校給食課 代表者	中央公民館 代表者
	学務課 代表者	スポーツ課 代表者
	教職員課 代表者	中央図書館 代表者
	教育指導課 代表者	博物館 代表者
	教育研究所 代表者	美術館 代表者

第2期 平塚市教育振興基本計画

～奏プラン～

令和2年1月

編集・発行 平塚市教育委員会 学校教育部教育総務課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111 (代表)

0463-35-8113 (直通)

FAX 0463-36-7555



平塚市
HIRATSUKA-SHI